

第1章 計画策定に当たって

1 計画 策定の趣旨

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向けた取組は、昭和50年の国際婦人年以来、国際社会における様々な取組と連動しながら進められてきました。

平成11年には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合いながら、性別にかかわらず、その個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会の実現が、21世紀の最重要課題と位置付けられました。

本市においては、平成14年に「たかまつ男女共同参画プラン」を策定し、改定を重ねながら男女共同参画の様々な施策に取り組んできました。

特に、平成27年9月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が施行されたことから、平成28年に策定した「第4次たかまつ男女共同参画プラン」では、女性の活躍推進などに重点を置いた施策や、女性に対する暴力の根絶にも対応しながら、男女共同参画のための施策を総合的に推進してきました。

計画の策定から19年が経過する中、男女共同参画への意識は徐々に浸透し、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進の取組などについても広がりを見せているものの、男女共同参画社会の実現に向けて、解決しなければならない課題はいまだ多く存在しています。

この度、「第4次たかまつ男女共同参画プラン」の計画期間が令和3年度で終了することから、これまでの取組を継承しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けての施策を一層推進するため、「第5次たかまつ男女共同参画プラン」を策定するものです。



2 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく市町村男女共同参画計画です。

また、本計画は、「第 6 次高松市総合計画」を上位計画とし、関連する他の分野の個別計画との整合性を図りながら、本市における男女共同参画社会を実現するための分野別計画として策定するものです。

さらに、本計画は、市町村が策定することとされている、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画、及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画の内容を含んでいることから、これらの計画としても位置付けるものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とします。

年度	平成 28 年度～令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
計画							

4 計画策定の背景等

(1) 社会的背景

① 少子高齢化、人口減少の本格化

我が国において、これまでに経験したことがない、少子高齢化や人口減少が急速に進行する中、女性の活躍を推進することは、地域社会の担い手の確保や、多様な視点により経済社会の持続可能性の向上にもつながることから、女性が能力を發揮して働ける環境の整備や、女性の活躍に向けた意識改革を積極的に進める必要があ





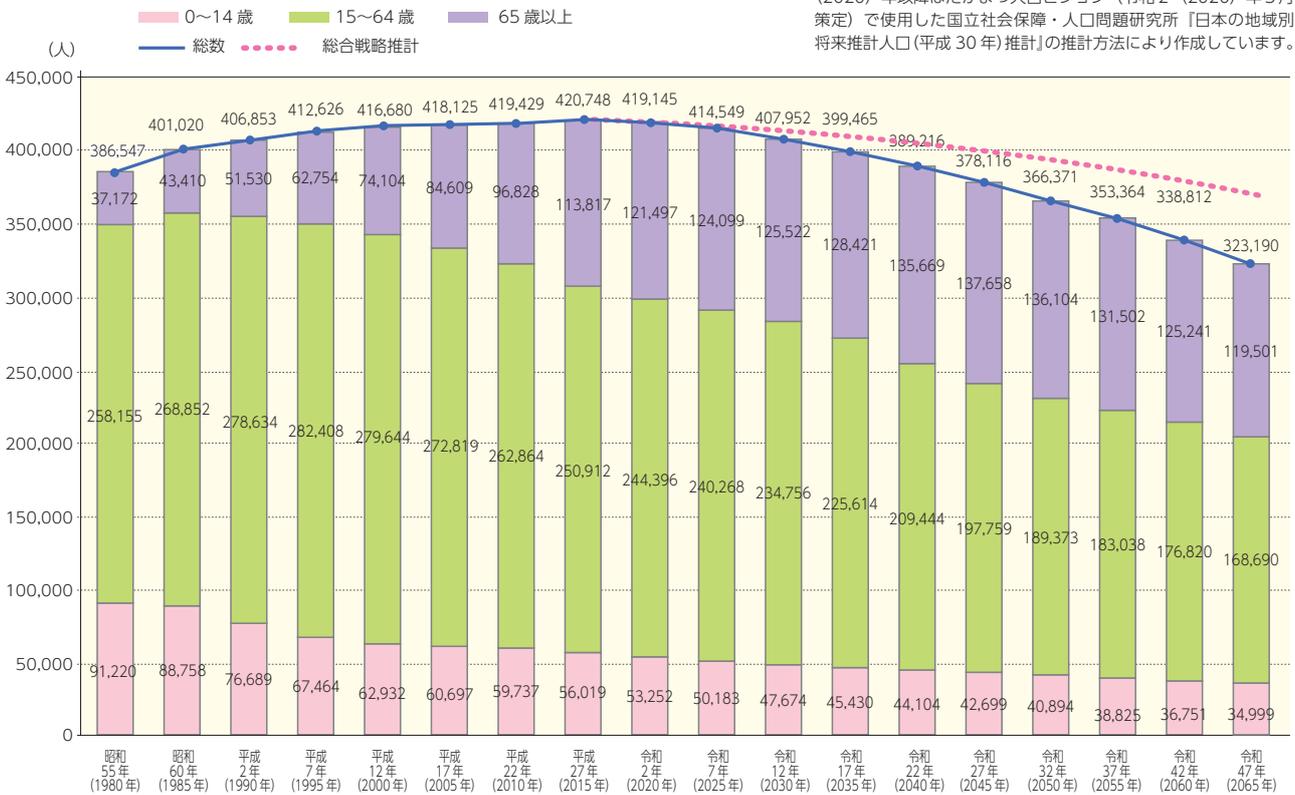
ります。

このような中、本市の推計人口は、令和2年現在 419,145 人ですが、令和47年（2065年）には 323,190 人になると推計されています。

年齢区分別の人口推移をみると、年少人口（15歳未満）や生産年齢人口（15歳～64歳）が減少する一方、高齢者人口（65歳以上）が増加しています。高齢者人口は、令和27（2045）年にピークを迎えるものの、高齢化率は、令和42（2060）年まで上昇する見込みであり、少子高齢化が一層進むことが予想されます。

こうした少子高齢化は、地域経済の活力維持に深刻な影響を与えることが懸念されるほか、人々の暮らしの中では、認知症や寝たきりなどの要支援・要介護高齢者が増加し、介護にあたる家族等の負担が重くなることが考えられます。

高松市人口の現状と将来予測



② 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革

人生100年時代と呼ばれる、超高齢社会を見据え、企業も多様な人材が活躍できるように、従来のような男性中心の働き方ではなく、全ての人々が、それぞれの希望に応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるようになることが求められています。

また、人生100年時代の安心の基盤である生涯にわたる健康の実現、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家庭生活の両立ができる環境の整備、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消に取り組む必要があります。



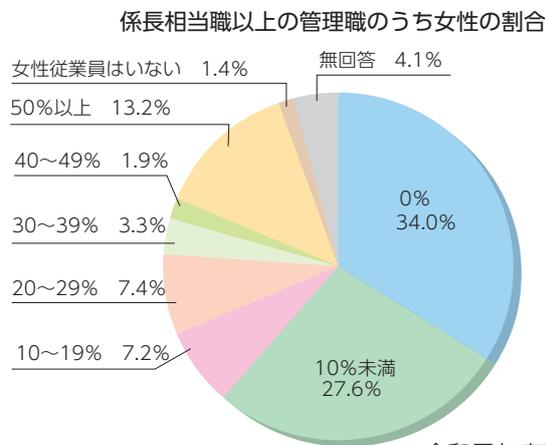


③ 法律・制度の整備と女性の参画拡大

働き方改革関連法の成立や女性活躍推進法の一部改正など、女性活躍を推進するための法律・制度は相当程度整備されてきました。

しかし、主な先進国ではいわゆる管理職に占める女性の割合がおおむね 30%以上となっている一方、我が国では 14.8%（令和元年度）であるなど、女性の意思決定過程への登用は十分とは言えない状況です。

本市の事業所実態調査（令和元年度）においても、「係長相当職以上の管理職のうち女性の割合」は、0%の回答が 34%と最も多く、次いで 10%未満の 27.6%となっており、30%以上と答えた事業所は、18.4%という結果になっています。

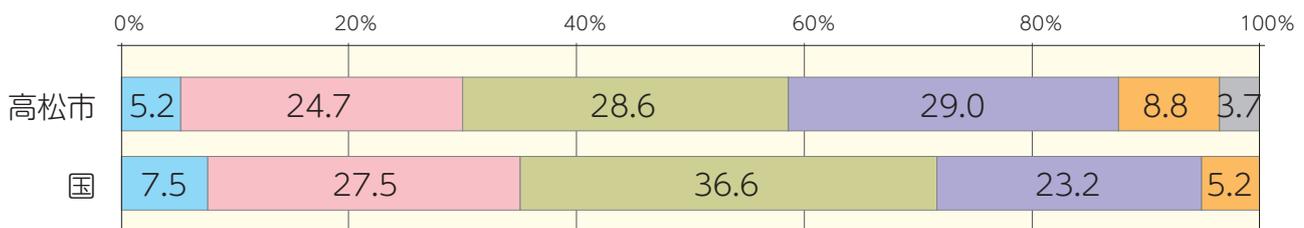


令和元年度高松市男女共同参画に関する事業所実態調査

また、女性の参画が、期待されるほどの成果を得られていない大きな理由として、依然として残る「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が考えられます。

本市の市民生活意識調査（令和元年度）によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成する者の割合は、29.9%と全国調査の 35%を下回っています。しかしながら、「家庭生活」、「職場」、「地域活動の場」において、男性が優遇されていると考えている者の割合は、依然として全国調査を大きく上回る結果となっています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



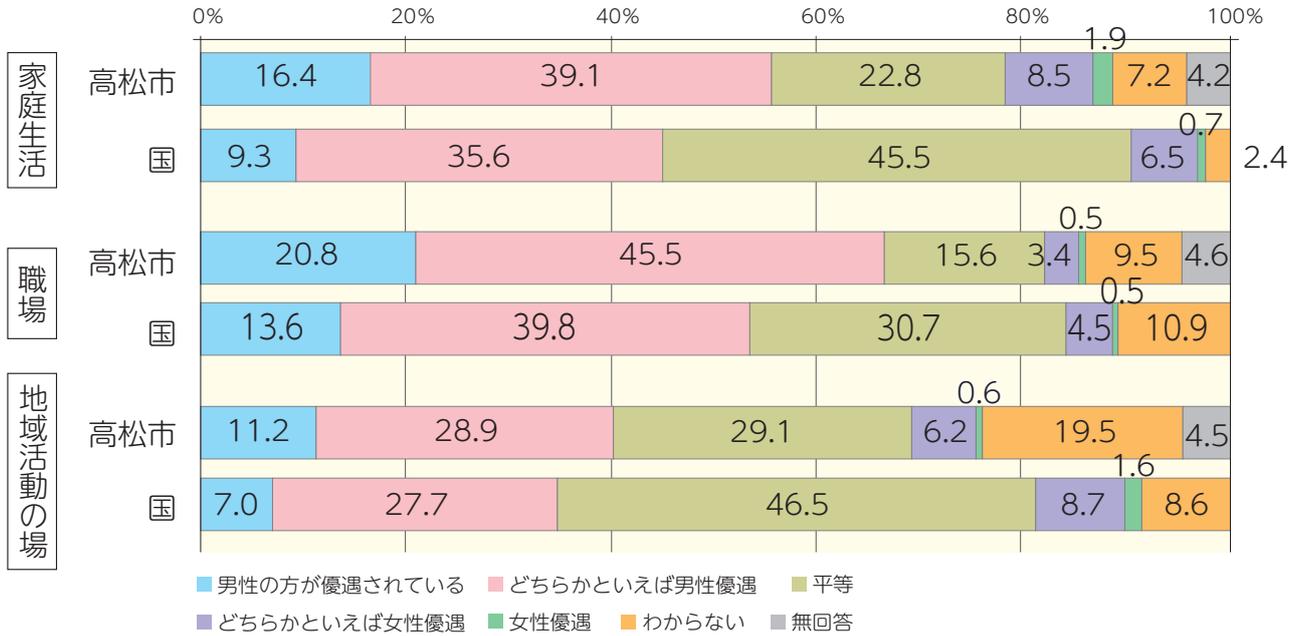
■ 賛成 ■ どちらかといえば賛成 ■ どちらかといえば反対 ■ 反対 ■ わからない ■ 無回答

令和元年度高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査





男女の地位の平等感について



令和元年度高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査

④ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響と「新たな日常」への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大は、生活不安やストレスなどに起因するDVや性暴力の増加や深刻化、経済的困難に陥るひとり親家庭の増加、更には子育てや介護等の負担増加など女性に様々な影響をもたらしています。

一方、仕事ではオンライン活用が急拡大したことで、男女共に新しい働き方の可能性が広がりました。

こうした転換期を迎え、感染症収束後の時代を見据え、柔軟で多様な働き方を実現できる環境づくりなど、「新たな日常」の実現に向けて取り組む必要があります。

⑤ 女性に対する暴力をめぐる状況

昨今の情報通信技術の進化やSNSなど新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力をめぐる状況は多様化しています。それらに対応しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する必要があります。

また、多様な困難を抱える女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境づくりを進める必要があります。

⑥ SDGsの達成に向けた世界的潮流

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、2015年9月の国連サミットにおいてSDGs（持続可能な開発目標）が採択され、





2030年までの国際目標として、17の目標と169のターゲットを設定し、我が国においても積極的に取り組んでいます。

17ある目標のうち、5番目には「ジェンダー平等を達成し、全ての女性と女性のエンパワーメントを図る」という目標が掲げられています。

今後は、あらゆる施策にジェンダー平等の視点を反映させ、実施することが求められており、これを推進することは、性別にとらわれることなく、市民一人一人が活躍できる男女共同参画社会を形成するための前提となるものです。

(2) 国等の動き

国においては、平成27年12月に男女共同参画社会の実現に向け、あらゆる分野における女性活躍などを柱とした国の第4次男女共同参画基本計画が策定され、女性活躍における環境整備や、平成30年6月に成立した働き方改革関連法により働き方改革などが進められてきました。その後の社会的な環境の変化等も踏まえ、令和2年12月に第5次計画が策定されました。第5次計画においては、目指すべき社会として4つを提示し、その実現を通して、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

また、香川県においても、令和3年10月に「第4次かがわ男女共同参画プラン」が策定されました。

第5次男女共同参画基本計画の目指すべき社会

- 1 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- 4 あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

(3) 本市の取組

本市では、女性問題解決のための基本的な計画として、昭和63年に「高松市女



性行動計画」を、平成6年に「第2次高松市女性行動計画」（平成10年改定）を策定しました。平成7年には、男女共同参画社会の実現を推進するための市民の活動拠点として、高松市女性センターをオープンし、平成9年には、中四国で初めて「男女共同参画都市宣言」を行いました。

平成14年には、男女共同参画社会基本法に示された理念に基づき、第1次となる「たかまつ男女共同参画プラン」を策定し、その後2度の改定を重ね、平成28年には第4次プランを策定し、総合的かつ計画的に様々な施策を展開してきました。

第4次プランでは、3つの基本目標にそれぞれの評価指標を設け、毎年度達成状況を検証し、PDCAサイクルに基づき進捗管理を行ってきました。令和2年度実績値における達成状況は次のとおりです。

第4次たかまつ男女共同参画プランの達成状況（令和2年度）

基本目標	実績把握 項目数	達成状況：項目数（割合）			
		A	B	C	D
I 男女が互いに理解し合う社会づくり	7	1 (14.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (85.7%)
II 男女が共に活躍する社会づくり	35	10 (28.6%)	2 (5.7%)	3 (8.6%)	20 (57.1%)
III 男女が共に安心できる社会づくり	7	1 (14.3%)	1 (14.3%)	1 (14.3%)	4 (57.1%)
合計	49	12 (24.5%)	3 (6.1%)	4 (8.2%)	30 (61.2%)

評価指標から見た取組状況の評価基準については、次のとおりです。

達成率算出方法
$$\frac{(\text{当該年度実績値} - \text{平成26年度基準値})}{(\text{令和2年度目標値} - \text{平成26年度基準値}) \div 6 (\text{計画年度}) \times 5 (\text{経過年数})}$$

<評価基準>

達成率86%以上のものを「A」、71%以上86%未満を「B」、56%以上71%未満を「C」、56%未満（マイナス）を「D」としています。

（4）今後の課題

本市における「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識は、徐々に解消されていると考えられます。しかしながら、家庭生活、職場、地域活動の場において、男性が優遇されていると考えている人の割合は、全国平均よりも高くなっており、これまで男女共同参画に関する様々な取組が社会全体で進められているものの、実際の



様々な場面において、固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。それ以外にも無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在により、無意識のうちに性別による差別・区別が生じることがあります。女性にとっても男性にとっても生きがいのある社会を目指すためには、固定的な性別役割分担意識などの固定観念や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による悪影響が生じないように、男女双方の意識改革と理解の促進を図ることが重要となります。このため、男女共同参画の意義や必要性について理解を促し、実践につながる学習機会の提供や意識啓発に更に取り組んでいく必要があります。

また、これらの展開とあわせ、市女性職員の管理職登用や審議会等委員への女性の登用推進に取り組むなど、市全体で、職場等における男女共同参画をより一層推進するための機運づくり、支援体制の整備等を図っていく必要があります。

